

平成26年(ワ)第194号 損害賠償等請求事件

本訴原告（反訴被告） 豊田 泰史

本訴被告（反訴原告） 吉田 益夫

準備書面（2）

平成26年9月30日

和歌山地方裁判所民事部ハ2係 御 中

本訴被告（反訴原告） 吉田 益夫



被告は、原告の平成26年9月10日付訴え変更申立書に対して、下記の通り反論する。

第1 原告の主張する請求の趣旨について

（1）原告は、和ネット掲示板にあるスレッド、7スレッド、和ネットライブラリーにある4項目の裁判記録に対して、誹謗・中傷とあるが、具体的な誹謗・中傷の説明もなく、まったくなにを言っているのかわからない。特に、裁判記録の公開については、裁判が公正に行われているかどうかをチェックするためのもので、また裁判に対する国民の信頼を確保するためのもので、憲法82条に沿った行為が、なぜ誹謗中傷であるのか、まったく理解できない。

（2）原告は、公開した裁判記録閲覧行為の禁止を主張するが、裁判記録についての閲覧禁止を主張する理由については、名誉毀損（誹謗・中傷）以外、一切、言及せず、その具体的指摘も行わず禁止を主張するが、これは、憲法82条の裁判の公開と憲法21条の表現の自由に明らかに違反する。なぜ、憲法を守る弁護士である原告が憲法に違反する行為

を行うのか、理解に苦しむ。

第2 原告の主張する請求の原因について

1. 当事者について

和ネット掲示板について、被告に対して、原告は、「本件掲示板を用いて不特定の者に発信し、それによって営業行為を行っている」としているが、そのような営業行為はまったく行っていない。基本的には、広告出稿元にWEBスペースを貸し、その利用料を徴収する、いわゆるスペース貸しによる営業行為が基本であるので、原告の理解は根本的に間違っている。

2. 原告が主張する権利侵害について

(1) 原告らは、原告らの依頼者と原告らが投稿者として投稿したと特定した訴外 尾園晋造氏との間のトラブルに対し、双方で話し合いも行わせようともせず、その上、関係のない第三者である被告に対して偽計を持って、被告の業務を妨害しようとしたのは、明白である。

それにも関わらず、被告は、司法判断に従って処置を行うとの回答を行い、原告らの依頼人と訴外 ■■■■■ 氏との間の問題の解決を優先した回答を行っている。もっとも、もっとも被告の業務を妨害する偽計が中心であるなら、原告らの依頼人と訴外 ■■■■■ 氏との間の問題の解決など原告らにとってはどうでもいいことであると考えざる得ない。つまり、訴外 ■■■■■ 氏に対して裁判を行う気など始めからなかったというしかない。その証拠に今もまだ、原告の依頼人は、訴外 ■■■■■ 氏に対して訴えを起こしていない。

(2) 被告が懲戒請求で問題にした原告らが和歌山地方検察庁に提出したという通知書記載の告訴状は、被告に対する和歌山地方検察庁は、受理をしていないとの説明を行っている(乙23号証)。このことから、原告が、懲戒請求で被告が指摘する問題を虚偽と主

張するのは、原告らが、内容証明による通知書で、被告を欺罔し、錯誤に陥れていると認識しているからである。

そのため、原告らは、自らの欺罔行為の結果である、被告の懲戒請求の内容をデタラメと主張しているのである。

(3) 懲戒請求と対象となっている弁護士は、原告らが被告に内容証明で送付した通知書で代理人として名前を連ねた弁護士だけである。その他の弁護士は対象としていない。原告は、弁護士業務を妨害したと主張しているが、原告らの依頼者と激しく主張が対立する訴外 ■■■■■ 氏とは、もともと訴訟をやるつもりもなかったのも明白である。このように、行うつもりのない弁護士業務をでっちあげるような原告らの弁護士業務の妨害など信用できるはずがない。

(4) 被告が、公開したものは懲戒請求の記録と裁判記録である。これは、憲法82条の裁判の公開と憲法21条の表現の自由に沿った行為である。これに対して違法と主張する弁護士である原告は、日本国の憲法を違法と主張する弁護士であり、日本国の弁護士であるのかどうか、疑わしい行為である。被告はこのような弁護士に対して、日本国民としての義憤が止まないし、日本国民としては当然である。また、憲法82条の裁判の公開と憲法21条の表現の自由に沿った行為を営業行為と主張するのなら、その営業行為は、日本国にとって賞賛されるべき営業行為である。

(5) 仮処分の決定に対しては、原告の意図が理解不能であったが、被告が公開した裁判記録、懲戒請求記録が仮処分決定で、削除対象となっていないので、仮の処置として仮処分で指定されたスレッドは、仮処分に従って削除を行っている。対象となっていない裁判記録、懲戒請求記録については、もちろん仮処分の範疇外であり、公開は引き続き行っている、リンクで紹介するのは、違法であるはずがない。

しかし、原告が、この訴え変更申立書で原告らの意図・目的が仮処分の債権者有利の性質を悪用した憲法違反を企てているのがはっきりと判明した現在、被告としては、平成26年9月29日、仮処分決定に対しては、起訴命令申立を行って、日本国民として、憲法違反を強要する原告らとの係争を申し立てている。(乙第27号証)

(6) 被告は、平成17年から総務省に登録を行っている電気通信事業者である。(乙第26号証) そのことは、別裁判において、原告らは、既に知っている。それにも関わらず、原告らは、電気通信事業者を、定職でないと決め付け、総務省で定められた職業を否定して職業差別を行うというのは言語同断である。弁護士法違反である以前に弁護士としての適性・資質に大きな問題があるとしか言いようがない。

被告は、日本弁護士連合会に、懲戒請求の異議申出を行っているが、異議申出に原告の職業差別等、弁護士としての適性・資質に大きな問題があり、平気で日本国憲法をないがしろにする姿勢を付け加える時間がなかったことが心残りである。(乙第24号証、乙第25号証)

また(2)の事実があるのに、被告に対して、虚偽の罪を着せて刑事処分を課せようとする主張など、日本国が民主主義国家ではないと嘲けり笑っているのである。このような弁護士らが社会に存在していいのであろうかという疑問が出てくるのは当然である。

訴外 ■■■■■氏に対して、被告が事情聴取をしたときに、「原告らをおち殺す。」「原告らを海に沈めて魚のえさにする」とかの激しい口調が出ていたが、このような原告らの主張から見ると、訴外 ■■■■■氏のこのような反社会的行為にも及びかねない激しい怒りも納得せざる得ないことになる。

このような原告らが弁護士として果たして、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とできるのか甚だ、疑問である。

(7) 被告は、憲法 8 2 条の裁判の公開と憲法 2 1 条の表現の自由に沿った行為を行っているのであって、それが仮処分の対象でないのも答弁書・決定書で確認している。これを嫌がらせ行為とは被告には言われのない主張としかいいようがない。

第 3 原告が主張する請求の趣旨第 2 項について

原告は、懲戒請求の記録、裁判記録の公開については、仮処分の決定がその対象でないというのを理解しながらも、その公開に対して意味不明な理屈を唱えているだけである。それが、被告の憲法 8 2 条の裁判の公開と憲法 2 1 条の表現の自由に沿った行為であることに対して、それを禁止させる違法行為を裁判所に認めさせようとする社会秩序を乱す反社会的行為としか考えようのないことを主張している。

このようなことを、弁護士法で規定されている弁護士が行ってよいものであるのだろうか、また法治国家、民主主義国家として問われていることでもあると被告は考えている。

第 4 まとめ

原告は、弁護士としては本件に関しても、弁護士法違反、憲法違反と数々の違法行為を行っている悪質な弁護士である。被告のところには、過去、原告より原告の弁護士業務で、ひどい仕打ちにあったという人からの訴えも来ている。このような悪質な弁護士には可能であれば、刑事告訴を行い刑事罰を与えて社会秩序を守らなければならないと被告は考えている。

以上

平成26年(ワ)第194号
損害賠償等請求事件(本訴、反訴)
本訴原告(反訴被告) 豊田泰史
本訴被告(反訴原告) 吉田益夫

証 拠 説 明 書(3)

平成26年9月30日

和歌山地方裁判所民事部ハ2係 御中

本訴被告(反訴原告) 吉田 益夫



本訴被告(反訴原告)は次の通り証拠説明をする。

乙	題目	作成年月日	原写	作成者	立証趣旨等
23	陳述書	平成26年 9月30日	原紙	本訴被告(反訴原告)	本訴原告が送付した平成26年2月19日付通知書で記載の告訴状が和歌山地方検察庁に存在しない
24	異議申出書	平成26年 9月18日	写し	本訴被告(反訴原告)	日本弁護士連合会に異議申出を行った。
25	審査開始通知書	平成26年 9月24日	写し	日本弁護士連合会	日本弁護士連合会は異議申出の審査を行っている。
26	電気通信事業届出通知	平成17年 5月18日	写し	総務省近畿総合通信局	本訴被告は平成17年から電気通信事業者である。
27	起訴命令申立書	平成26年 9月29日	写し	本訴被告(反訴原告)	起訴命令申立書を平成26年9月29日に和歌山地方裁判所に提出している。